

須高広域総合プール「サマーランド」指定管理に係る

公募型プロポーザル実施要項

須高行政事務組合

令和3年7月

## 1 目的

須高行政事務組合（以下「組合」という）は、須高広域総合プール「サマーランド」の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者による管理運営を行っています。

本公募は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び須高広域総合プールの設置及び管理に関する条例（平成 25 年組合条例第 2 号）第 10 条の規定により、施設の管理運営を行う指定管理者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的としたものです。

## 2 公募する事業の概要

- (1) 業務名 須高広域総合プール「サマーランド」指定管理業務
- (2) 業務内容 別紙指定管理業務仕様書のとおり
- (3) 施設の位置・名称 須坂市大字日滝 413 番地 4 須高広域総合プール
- (4) 業務期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、組合が指定管理者への指定管理を不相当と認めた場合又は指定管理者が法令等を遵守しない場合は、組合で検討した上で、期間の満了日以前に指定を解除する場合があります。

上記により組合から指定を解除された場合、組合は指定管理者に対していかなる責任を負わないものとします。また、指定管理者の都合による予告のない解除権の行使は認めないものとします。

## 3 応募資格条件

- (1) 当該プロポーザルへの参加ができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることとします。
  - ① 法人その他の団体であること。
  - ② ①であり、さらに須高地区又は長野市に本社、支店又は営業所等を有すること。（緊急時に迅速かつ適切な対応が執れる体制を有すること）
  - ③ サマーランドと同程度又はそれ以上の規模又は利用者数を有するプールの管理業務の実績を有すること。
  - ④ 団体等又はその代表者が次のいずれかに該当しないこと。
    - ア 法律行為を行う能力を有しない者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4）
    - イ 破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令第 167 条の 4）
    - ウ 管内市町村（須坂市、小布施町、高山村）建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止期間中の者
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者
    - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがな

された場合は、再生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない法人

カ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

#### 4 選定・応募方法

##### (1) 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により選定を行うこととします。

この選定は、あくまでも「指定管理者候補法人を特定」するものであり、契約行為ではないものとします。

「指定管理者候補法人」を選定した後に仮協定を締結し、組合議会の議決があったときは、その仮協定書を正式な協定書とみなすこととします。なお、協定は、指定期間全体に共通する事項を定める「基本協定」と、年度ごとの事業内容や委託費等を定める「年度協定」の2種類とします。

##### (2) 募集から業務開始までのスケジュール

募集から業務開始までのスケジュールは以下のとおりとします。

内容	期日・期間等
組合ホームページへの公募掲載	令和 3年 7月 30日(金) から 令和 3年 9月 17日(金)まで
質問票受付期間	令和 3年 7月 30日(金) から 令和 3年 8月 20日(金) 午後5時まで ※3の応募資格条件を満たす法人から提出された質問票のみ受付をします
質問に対する回答	令和 3年 8月 27日(金) までに組合ホームページに掲載
申請書等提出期間	令和 3年 9月 3日(金) から 令和 3年 9月 17日(金)午後5時まで (持参提出)
申請申込法人とのヒアリング	令和 3年 9月 29日(水) 予定
指定管理者候補選定審査会において検討	令和 3年 9月 29日(水) 予定
指定管理者の決定、審査結果通知	令和 3年 10月 予定
協定締結	令和 4年 1月 予定
業務開始準備	令和 4年 3月
業務開始	令和 4年 4月 1日

##### (3) 質問及び回答

###### ① 受付期限

令和 3年 7月 30日(金) から令和 3年 8月 20日(金) 午後5時まで

###### ② 質問方法

「質問票」(様式1)を用い、電子メールで以下のアドレス宛に提出してください。提出後、必ず電話で送信した旨を伝え、組合に着信したことを確認してください。なお、電話及び直接来庁による質問には対応いたしません。

メールアドレス : sukou@bz01.plala.or.jp

③ 質問に対する回答

回答は、令和3年8月27日(金)までに組合ホームページに掲載します。

(4) 指定管理者申請書等の提出

業務の指定を希望する法人は、次のとおり指定管理者申請書を提出することとします。

① 申請書等受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年9月17日(金)午後5時まで

※ 受付時間は、組合開所日の午前9時から午後5時までの間のみとします。

② 提出方法

ア 提出先

須高行政事務組合 事務所

(所在地) 須坂市大字小山字布田 2104 番地の 36

イ 提出方法

提出先へ必ず持参し提出してください。(郵送での提出は不可とします。)

ウ 提出部数等

原本1部、及び原本を複写したもの7部

※ 提出に際しての依頼事項

ウの様式2号から様式4号までの原本の下欄(記載場所は問いません。)に通し番号を記載いただいた後に、7部を複写願います。

③ 提出書類

ア 須高広域総合プール指定管理者申請書(様式第2号)

イ 須高広域総合プールの管理運営に関する事業計画書(様式第3号)

ウ 須高広域総合プールの管理運営に関する収支予算書(様式第4号)

※ この業務収支計画書は、あくまでもプロポーザルの評価の一つとして参考とするもので、契約のためのものではありません。

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市町村税に係る納税証明書。

法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市町村税に係る納税証明書

④ その他留意点

(ア) 提出書類は、A4版縦型左綴じとします。

(イ) 文字は11ポイント以上とします。

(ウ) 様式3号及び様式4号の要件を満たす独自の事業計画書及び収支予算書を作成して提出しても構いません。

(エ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却はしません。

(オ) 提出書類は、「須高行政事務組合情報公開条例」(平成17年組合条例第5号)に基づき公開請求があったときは、同条例による非公開情報を除き、公開請求者に公開されます。

(カ) 組合が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できることとします。

(キ) 書類の作成・提出に必要な費用は、参加申込み法人の負担とします。

(ク) 提出後の書類の追加・変更は認めません。

#### (5) ヒアリング

4の(4)の③ 提出書類について、指定管理者候補選定審査会委員によるヒアリングを行います。

① 開催期日 令和3年9月29日(水)予定

※ ヒアリングの時間、場所、実施内容等の詳細は、後日、4の(4)指定管理者申請書等を提出した法人へ個別に連絡します。

② ヒアリングの内容について

ア 出席者

4名以内とし、出席者は法人の役職員であることとします。

イ 内容

4の(4)の③提出書類についての法人からの説明(15分程度)及び質疑応答(30分程度)を予定しています。

なお、説明の際は、4の(4)の③提出書類に沿って行ってください。

ウ その他

4の(4)参加申込書等の提出が一法人の場合も原則、ヒアリングは実施します。

#### (6) 選定方法及び選定基準

① 選定審査会

選定は、選定審査会を設置し実施します。なお、選定審査会は非公開とします。

② 方法及び基準

指定管理者を希望する法人から提出された書類やヒアリング、業務の収支計画により、指定管理業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施するとともに、その実施の継続性及び安定性を総合的に判断し、その業務の指定に最適な法人を組合が「指定管理者候補法人」として決定します。

③ 結果の発表

上記②「指定管理者候補法人」選定審査会で決定した後に、上記4の(5)ヒアリングに参加された法人すべてに通知します。

④ その他

(ア) 選定内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受け付けをしません。

(イ) 選定の結果によっては、指定管理者の該当がないと判断する場合もあります。

## 5 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、参加申込みの法人の負担とします。

(2) 応募の取り下げあるいは辞退をする場合には、書面にて、取下げあるいは辞退届（様式は任意）にその理由を明記し、須高行政事務組合長あてに提出することとします。

その場合、法人から提出された4の(4)の③提出書類については、理由の如何を問わず、返却には一切応じないこととします。

(3) 事業開始に至るまで

① 組合は、決定後、指定管理者と細目を協議します。なお、協議において必要な書類等があるときは、組合から指定管理者へ適宜準備を依頼します。

② 本プロポーザルにおける提案は、業務履行に関する能力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な受託候補法人を選定するために求めることとします。業務計画などの企画提案は、指定管理者の選定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではありません。

③ 須高行政事務組合財務規則(昭和59年規則第2号)に基づき所定の手続きを経て契約を締結いたしますが、万が一決定後に指定管理者候補法人が辞退する場合に、組合が損害を生じた場合にはその費用の賠償を請求します。

④ 令和4年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、指定管理者候補法人の決定後に業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成などを行うこととします。

その場合、引継ぎ、準備に係る費用及び交通費は指定管理者が負担することとします。

<提出及び問い合わせ先>

住所：〒382-8512

須坂市大字小山字布田 2104-36

須高行政事務組合 施設係

樋口喜義（事務局長） 北澤勝（担当）

電話：026-245-1173

ファクシミリ：026-245-1190

メールアドレス：sukou@bz01.plala.or.jp